

山梨県公報

号外第十八号

平成十八年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

山梨県税条例の一部を改正する条例	二
山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	六

条例のあらまし

● 山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（税務課）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、個人の県民税等について次の改正を行うこととした。
 - (一) 個人県民税

所得割の非課税限度額について、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を三十二万円に引き下げることとした。
 - (二) 不動産取得税
 - (1) 税率（本則四パーセント）を三パーセントとしている特別措置について次の改正を行うこととした。
 - (i) 住宅及び土地に係る特別措置の適用期限を平成二十一年三月三十一日まで延長することとした。
 - (ii) 住宅以外の家屋に係る特別措置を廃止することとした。ただし、経過措置として、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの二年間は、税率を三・五パーセントとすることとした。
 - (2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特別措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで延長することとした。
 - (3) 新築住宅特別適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を三年（本則二年）に緩和する特別措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで延長することとした。
 - (4) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特別措置の適用期

- (五) 自動車取得税
 - (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る特別措置について、次のとおり重点化したうえで、二年延長することとした。
 - (四)(1)(i)の特例措置を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車）
 - (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特別措置について、次のとおり軽減対象を重点化したうえで、二年延長することとした。
 - (1) 環境負荷の小さい自動車

平成十八年度及び平成十九年度に新車新規登録された次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に次の特別措置を講ずることとした。

 - (i) 平成十七年自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より二十パーセント以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね百分の五十軽減することとした。
 - (ii) 平成十七年自動車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より十パーセント以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね百分の二十五軽減することとした。
 - (2) 環境負荷の大きい自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除く。）

平成十八年度及び平成十九年度に次の年限を超えているものについて、その翌年度から次の特別措置を講ずることとした。

 - (i) ディーゼル車で新車新規登録から十一年を経過したものについて、税率を概ね百分の十重課することとした。
 - (ii) ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から十三年を経過したものについて、税率を概ね百分の十重課することとした。

<p>(ii) イル自動車を除く。()について、取得価額から三十万円を控除することとした。</p> <p>(四)(ii)の特例措置を受ける自動車について、取得価額から十五万円を控除することとした。</p> <p>(2) 低燃費トラック等(車両総重量が三・五tを超えるディーゼル車のトラック、バス等であつて平成二十七年を目標とした重量車燃費基準を満たすもの)であり、かつ、排出ガス性能の良いものについて、当該自動車の取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときは、次のとおり特例措置を講ずることとした。</p> <p>(i) 低燃費トラック等で、平成十七年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成十七年自動車排出ガス基準値より十パーセント以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものについて、税率から百分の二を控除することとした。</p> <p>(ii) 低燃費トラック等で、平成十七年自動車排出ガス規制に適合したものについて、税率から百分の一を控除することとした。</p> <p>(六) その他次に掲げる規定の整備を行うこととした。</p> <p>(2)(1) 会社法制定に伴う規定の整備を行うこととした。</p> <p>(2) この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、1(三)については平成十八年七月一日から、1(六)については会社法の施行の日から施行することとした。</p> <p>● 山梨県工業等導入地区における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)() (税務課)</p> <p>1 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、指定地区内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる工業等の用に供する設備を新設し、又は増設する期限を平成 年 月 日まで延長することとした。</p> <p>2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。</p>	<p>山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条第一項の表第一号中、「資本金等の金額」を、「資本金等の額」に、「資本金の金額又は出資金額」を、「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第二号から第四号まで及び同条第三項中、「資本金等の金額」を、「資本金等の額」に改める。</p> <p>第三十四条第一項第一号口中、「資本金の額若しくは出資金額」を、「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中、「生命保険業及び損害保険業」を、「及び保険業」に改め、同条第三項中、「本節中法人に関する」を、「この節の」に改める。</p> <p>第三十七条第一項第一号口中、「資本金等の金額」を、「資本金等の額」に改め、同項第三号中、「生命保険業及び損害保険業」を、「及び保険業」に改め、同条第二項中、「資本金等の金額」を、「資本金等の額」に、「第七十二条の二十三第一項から第三項まで」を、「第七十二条の二十三第一項から第四項まで」に、「同条第四項」を、「同条第五項」に、「同条第六項」を、「同条第七項」に改める。</p> <p>第三十八条第一項中、「生命保険業及び損害保険業」を、「及び保険業」に改め、同項第一号口中、「資本金等の金額」を、「資本金等の額」に改め、同条第三項中、「生命保険業及び損害保険業」を、「及び保険業」に改め、同条第四項中、「資本金の額又は出資金額」を、「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号口中、「資本金等の金額」を、「資本金等の額」に改める。</p> <p>第六十二条の六第五項及び第七項中、「本項」を、「この項」に改め、同条第九項中、「本項」を、「この項」に、「地方公共団体その他政令で定める者」を、「又は地方公共団体」に改め、同条第十一項中、「本項」を、「この項」に改める。</p> <p>第六十八条中、「七百九十三円」を、「八百九十八円」に改める。</p> <p>第六十九条第二項中、「又は第十三条」及び「(法)第五十条第四項本文の規定が適用されるものを除く。」を削る。</p> <p>第一百五十八条第一項及び第二項中、「営業」を、「事業」に改める。</p> <p>附則第四条各号列記以外の部分中、「利益の配当(所得税法第九十二条第一項)を、「剰余金の配当(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項)に、「本条」を、「この条」に改め、「剰余金の分配」の下に、「(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中、「利益の配当」を、「剰余金の配当、利益の配当」に、「本条」を、「この条」に改め、同条第二号中、「本条」を、「この条」に、「本号」を、「この号」に改める。</p> <p>附則第六条の三中、「三十五万円」を、「三十二万円」に改める。</p> <p>附則第十条中、「平成十八年三月三十一日」を、「平成二十年三月三十一日」に改める。</p> <p>附則第十条の二第三項及び第四項中、「営業」を、「事業」に改める。</p> <p>附則第十条の三の見出しを、「(住宅)の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税</p>
--	---

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十六号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

率の特例)に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第十条の第五第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「登録された価格(当該価格のうち)」を「登録された価格のうち」に、「得た額」を「得た額」に、「決定した価格(当該価格)」を「決定した価格」に改める。

附則第十条の六中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五第二項中「動力源とする自動車で府令で定めるものの取得」を「動力源とする自動車で府令で定めるもの」に、「ものの取得又は」を「もの」に、「自動車若しくは」を「自動車で府令で定めるもの及び」に、「府令で定めるもの」を「府令で定めるもの(次条第一項、第三項及び第四項において「電気自動車等」という。)」に改め、同条第五項中「第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下本項において「エネルギー消費効率」という。))に係る政令で定める基準に適合するもの(次項並びに次条第三項及び第五項から第七項までにおいて「低燃費車」という。))であつてエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの(次項並びに次条第四項及び第六項において「優良低燃費車」という。))のうち」を「第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び次条第三項から第六項までにおいて「エネルギー消費効率」という。))が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率(次項及び第八項並びに次条第三項から第六項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「(次条第三項、第五項及び第七項において「窒素酸化物排出許容限度」という。))よりも厳しいものとして府令で定める許容限度(次項並びに次条第四項及び第六項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。))を(次項及び次条第三項から第六項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))に、「超えない自動車」を「超えないもの」に、「(第三項)を(第二項又は第三項)に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で府令で定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「第三項」を「第二項、第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。))のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。))に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。))の取得(第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第五百十条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で府令で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

附則第十二条の六第一項中「電気を動力源とする自動車で府令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で府令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの(第三項及び第四項において「電気自動車等」という。))を「電気自動車等」に、「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。))を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第十二条の六第一項第三号から第五号までを削り、同条第三項の表以外の部分を

次のように改める。

電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるものに対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の六第四項中「優良低燃費車のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第五項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるもの（第三項の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車（平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の六第六項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物の排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率が百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

附則第十二条の十一第一項及び第二項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「出資金額」を「出資金の額」に改める。

附則第十二条の十六第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百一十一円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十八条及び附則第十二条の十六の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十八年七月一日

二 第五十八条の改正規定並びに附則第四条及び第十条の二の改正規定 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）（附則第六条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。）

（事業税に関する経過措置）

第三条 保険業法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条に規定する特定保険業についての新条例第三十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の山梨県県税条例附則第十条の三の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは、「百分の三・五」とする。

3 新条例附則第十条の五第一項及び第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十条の五第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新条例第六十二条の二の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第五条 平成十八年七月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)(前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に山梨県条例第六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第六十八条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)(が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第五十六條第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- 一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。)(千本につき百五円
- 二 新条例附則第十二条の十六第二項に規定する紙巻たばこ(千本につき五十円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、府令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)(及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する

法律(平成十八年法律第 号)附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を知事に納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第六十七条第二項中「前項」とあるのは、「山梨県条例の一部を改正する条例(平成十八年山梨県条例第 号)附則第五条第二項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第六十八条の二、第六十八条の四(第五項を除く。)、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。)(を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第六十八条の五の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、府令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十七号

例 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和四十七年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。